

重要

社会保険労務士会員 各位

労働保険事務組合
東京SR経営労務センター

【各種書類の事業主印について】

拝啓 新春の候、皆様ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は当SRセンターの業務推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、各種書類の事業主印の押印につきまして、下記の通り代表取締役の印または印鑑登録をしている印鑑を押印することと、東京労働局事務組合室より指導がありました。

つきましては、今後、下記以外の印鑑を押印されている書類につきましては、行政への提出時に受理されないこととなるため、書類の作成時、提出時には、十分にご注意、ご確認いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 法人の場合は、下記①～③のいずれか

①法人の名称が入っている代表取締役の印。（代表取締役又は社長の字句が入っていること。）

(例)



②法人の印（社印）及び代表取締役の印。（代表取締役又は社長の字句が入っていること。）

(例)

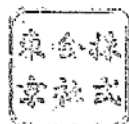


+



③法人の印（社印）及び代表者個人の印。

(例)



+



2. 個人事業の場合は、成立届に押印してある印鑑と同一の印鑑

以上